

就労・就学・介護等の時間が変更になった場合(2・3号)

父:月150時間勤務
母:月70時間勤務

保育短時間認定
で利用中

母、転職または就労形態変更

パターン1

父:月150時間勤務
母:月130時間勤務

申請が必要

父母の就労時間数が月120時間以上となったため、保育標準時間認定へ変更することができます。

パターン2

父:月150時間勤務
母:月90時間勤務

申請が原則不要

母の就労時間数が引き続き月120時間未満であるため、保育短時間認定のままとなります。

※ 下記の特例措置に該当する場合を除く。

提出するもの

- ・世帯状況届
- ・父母両方の保育の必要性を証明する書類
- ・給付認定等変更申請書兼変更届出書

※ 世帯状況届の【札幌市からの連絡事項】に記載がある場合は、記載されている書類も一緒に提出してください。

提出先 お住まいの区の保健センター 子ども家庭福祉係

※ 保育短時間⇔保育標準時間の変更は、お住まいの区の保健センターに申請いただいた翌月1日からとなりますのでご注意ください。(利用施設を経由してご提出された場合は、保健センターへ到着するまで時間がかかることから、変更が遅れる可能性があります。)

特例措置について

保育短時間認定を受けた方でも、いずれかの条件に該当すると保育標準時間の認定をうけることができます。

- ① 週3日以上または月12日以上、1日7時間以上就労等している。
- ② 週3日以上または月12日以上、就労等の開始・終了時刻のどちらかまたは両方が以下の時間に該当している。

保育短時間	8:00~16:00	8:30~16:30	9:00~17:00
開始時刻	8:30以前	9:00以前	9:30以前
終了時刻	15:30以降	16:00以降	16:30以降